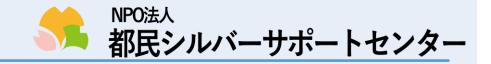
#### 相続・老後・終活に関するリスクとマネジメント

大家さん大学



#### 当団体のご紹介



設立:2021年4月1日

主な活動: 高齢者の相続・独居・認知症・介護などにまつわる様々な

お悩みに対し、「何処に何をどのように」相談したら良いか

分からないという方の相談窓口となり、行政書士などの専門家

や関連企業をコーディネートし、ワンストップでお悩みを解決する

活動と相談窓口を知ってもらうための講演活動を行っています。

活動原資:関連企業・専門家からの会員費と寄付

相談元:ご本人様、介護・医療従事者、地域包括支援センターなど

特 徴:一つの窓口でワンストップ対応によりお悩み解決速度が早い

福祉経験者多数在籍し経験豊富なため安心して相談ができる

#### 本講座の目的

## 老後に起こるリスクに備える

# 防衛術を学ぶ

①資産承継対策 :遺言

②認知症対策 :後見

③介護対策 : 在宅介護と高齢者施設

④お一人さま対策:身元保証・死後対応



①資產承継対策:遺言

#### 相続の仕方について

相続が発生した場合、**遺言があればそれが優先**され、無い場合は**相続人全員と** 被相続人の遺産の分け合いについて話し合い(遺産分割協議)を行い相続手続きを行う。遺言は、本人の遺志を叶えることや、相続問題回避にも繋がる重要なツールとされている。

#### 指定分割



# >

#### 優先

# 遺産分割協議



遺言は、本人の**意思判断能力が亡くなると作成できなくなる**ので要注意。

#### 自筆証書遺言と公正証書遺言

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言の全文・氏名・日付を自書し、 押印する	本人と証人2名で公証役場へ行き、 本人が 遺言内容を口述し、それを 公証人が記述する
メリット	・費用がかからない	・法的に有効な遺言を確実に残すことができる ・意思判断能力の裏付けが取れる事で相続時の揉め事回避に繋がる
デメリット	<ul><li>・遺言書が無効になるリスク</li><li>・紛失や盗難のリスク</li><li>・家庭裁判書の検認手続きが必要</li><li>※法務局での保管制度あり</li></ul>	・費用がかかる



遺言は最後に作成されたものが優先される。

#### 法務局による自筆証書遺言の保管制度

#### 遺言者生前 相続開始後 法務局 保管通知 (遺言書保管所) ※指定可能 自 筆 民法の定める自筆証書遺言の形式 証 申請 に適合するかについて,遺言書保 相 書 (事前予約制) 請 申 管官の外形的なチェック後に保管 続 遺 申請費:3,900円 各申請費 言 (800~1,700円) 作 画像データ化 原本保管 成 ・遺言の閲覧 ・証明書交付



法務局の保管制度を利用した場合、遺言書の検認手続きは不要。

#### 公正証書遺言作成の流れと費用

#### 通常1~2ヵ月

#### ヒアリング 《ご本人》

#### 戸籍収集 原案作成

《弁護士・司法書士

• 行政書士》





#### 公証人への 原案確認

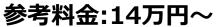
《弁護士・司法書士

・行政書士》



#### 公証役場にて **公正証書作成** 《公証人・証人・ご本人》





※戸籍取得費・原案作成・相続関係図作成など



参考料金:8万円~

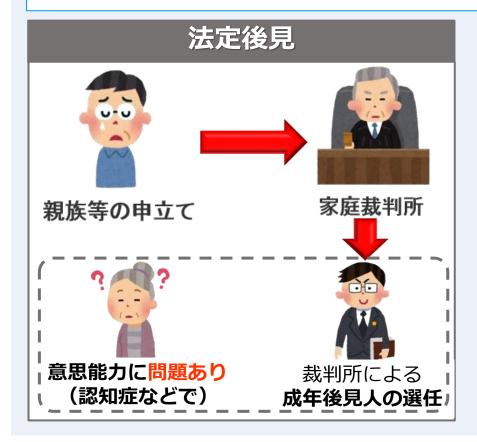
※相続財産によって変動

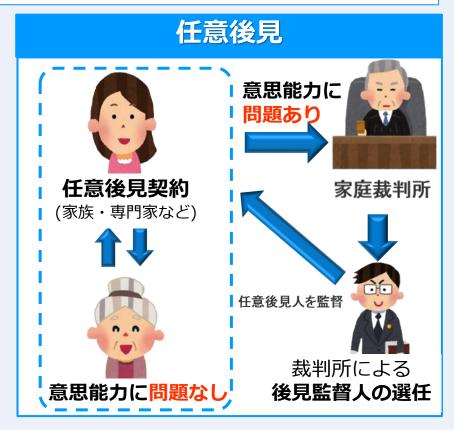


公正証書作成は、**自宅や病院への出張対応も可能。**(別途費用発生) **財産を相続する対象者は証人にはなれない。**  ②認知症対策:後見

#### 後見制度とは

成年後見制度は、精神上の障害 (知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助(財産管理・身上監護)してくれる人を付けてもらう制度。 後見制度には、法定後見と任意後見がある。





#### 参考:後見にかかる費用

項目	相談先	費用の目安	備考
後見申立て	弁護士・司法書士	20万円~	鑑定費別途(必要な場合)
任意後見契約公正証書	弁護士・司法書士 ・行政書士	10~12万円	原案作成・公証人費用含む
後見業務(法定後見)	弁護士・司法書士	2~6万円/月	財産の額により費用変動
後見業務(任意後見)	・行政書士・社会 福祉士 など	0~3万円/月	<ul><li>※任意後見人が家族の</li><li>場合、後見業務費は</li></ul>
任意後見監督人	1曲11111111111111111111111111111111111	1~3万円/月	0円のケースが多い



後見の場合、申立て費用は**申立人の負担**。後見人への報酬は**本人負担** となる。

#### 家族信託の活用

成年後見制度は、被後見人の財産を守ることが目的の為、資産の売却や活用に制限がかかるケースがある為、アパートなどの活用や売却を視野に入れている資産がある方は、専門家と相談し任意後見と家族信託の併用も検討しましょう。

# 被後見人名義の資産 現金 自由が効かなくなる 有価証券 不動産



③介護対策:在宅介護と高齢者施設

#### 介護保険制度利用までの流れ

#### 申請

最寄りの市町村 地域包括支援センター

#### 認定 調査

主調担 治查当 温票者 医票者 よ用自 意見調節 書査問

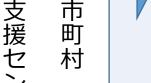
#### 判定

か調ら査 判票と と主治医意見書

#### 決定 通知

~ 要 要介 5定 の要 通支 知援









お身体に不自由さを感じたら、先ずは最寄りの地域包括支援センター に相談しましょう。

#### 介護費の負担額

居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量(支給限度額)が要介護度別に定められています。限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1割(一定以上所得者の場合は2割又は3割)の自己負担です。

限度額を超えてサービスを利用した場合は、**超えた分が全額自己負担**となります。

#### 【介護度に応じた月の極度額】

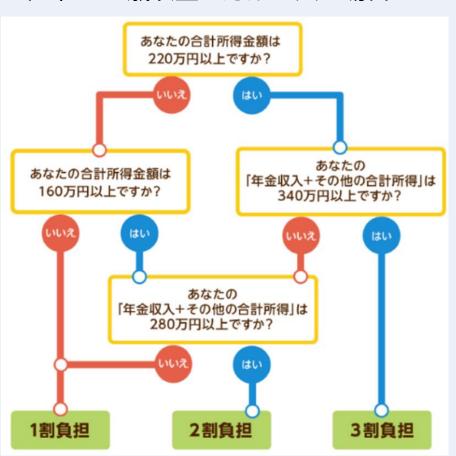
#### 介護度 限度額 50,030円 要支援1 104,730円 要支援2 166,920円 要介護1 196,160円 要介護 2 269,310円 要介護3 308,060円 要介護4 要介護5 360,650 円

### 【要介護5で1割負担の人が特養個室を利用した場合の月額参考費用: 家賃+10万円が目安】

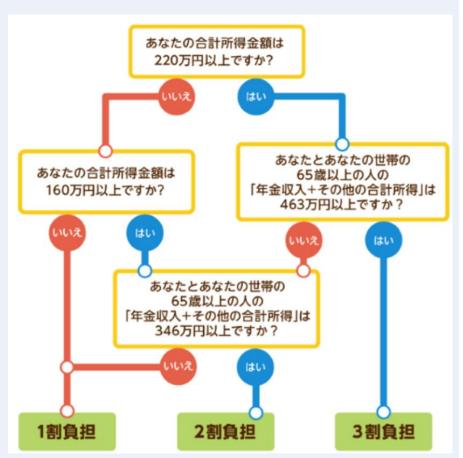
居住費	70,000円	
介護保険費用	約27,870円 (929単位×30日=27,870)	
医療費	約10,000円	
食費	43,300円 (1,445円/1日)	
日常生活費	約10,000円 (理美容・オムツ代など)	
合 計	約161,170円	

#### 参考:介護費の負担割合

#### ●世帯に65歳以上の方が一人の場合



#### ●世帯に65歳以上の方が二人以上の場合



#### 高齢者施設の種類

状 態	区分	名 称	条件	特徴	家 賃
	公共施設	特別養護老人ホーム(特養)	要介護3以上	費用が安いため希望者多いが、介護度が高い方が優先	約6~15万
		介護老人保健施設(老健)	要介護1以上	病院から退院後、自宅に復帰するまでの短期利用(3~6か月)	約10~20万
		介護療養型医療施設	要介護1以上	リハビリなど医師による医療ケアに特化	約10~20万
要介護		介護付き有料老人ホーム	要介護1以上	スタッフ常駐の施設で、医療態勢や看取り有無など特徴様々	約12~40万
	民間施設	住宅型有料老人ホーム	要支援1以上	スタッフ常駐なし 比較的自立可能な方が利用する住宅型の施設	約12~35万
		グループホーム	要支援2以上	認知症の方が利用する施設	約10~30万
自立	公共施設	軽費老人ホーム	60才以上で身寄なし 月収34万円以下	自立した生活に不安がある高齢者が対象の施設 自治体の助成により、安価	約8~15万
		ケアハウス	60才以上で身寄なし	自立した生活に不安がある高齢者が対象の施設 自治体の助成により、安価	約8~15万
	民間施設	サービス付き高齢者住宅(サ高住)	60才以上	相談員が常駐し、安否確認や生活相談サービスあり 賃貸借契約	約12~35万
		健康型有料老人ホーム	要介護者不可	ジム・温泉などの施設充実 イベントやサークル活動など活動的に過ごせる施設	約12~35万
		高齢者専用賃貸住宅(高専賃)		一般的な高齢者の賃貸物件	約15~35万
		高齢者向け優良賃貸住宅(高有賃)	60才以上	緊急時対応サービスや安否確認サービス付き	約15~35万
		シニア向け分譲マンション		高齢者の富裕層を対象にした分譲マンション	約20~50万



高齢者施設は種類が多く、ご自身の身体の具合や費用などを考慮しながら 選択するとこが困難である為、**施設紹介の専門会社などのアドバイス を受ける**事が望ましい。施設紹介会社にかかる費用は無料です。

#### 在宅介護と高齢者施設のメリット・デメリット

	在宅介護	高齢者施設
メリット	・住み慣れた空間で過ごすことができる ・プライベートが守られる ・時間を自由に使える	・安心して暮らす事ができる (万一の対応、介護・医療が身近にある) ・家族の負担を軽減できる ・施設が様々な催しを企画している
デメリット	<ul><li>・介護度が上がった場合に介護費負担が 大きくなる</li><li>・家族に負担をかけてしまう恐れがある</li><li>・ひとり暮らしになった時は不安が多い (万一の時の対応、防犯など)</li><li>・家の中で事故になるリスクがある</li></ul>	<ul><li>・費用負担が在宅に比べて高い</li><li>・完全にプライベートが守られない</li><li>・他人と共同生活となる</li><li>・自由な時間が減る</li></ul>



それぞれのメリット・デメリットを把握した上で、**ご自身に合った 介護方法を選択**しましょう。 ④お一人さま対策:身元保証・死後対応

#### 身元保証会社とは

核家族化と少子化の影響により、身の回りの支援をしてくれる身内がいないまたは身内がいたとしても支援が受けれないなどの理由で、家族に代わって様々な支援をする身元保証サービスが普及してきている。

#### 身元保証契約

- •緊急連絡先
- ・入退院手続き
- ・高齢者施設入居手続き
- ・身元引受け
- ・ケアプラン同意
- ・(債務保証)
- ※各会社の審査を通らないと 契約ができない

20万円~100万円

#### 生活サポート契約

- ・定期連絡
- ・定期訪問
- ・買い物、病院付き添い
- 各種相談



5,000円~20,000円/月

#### 死後事務委任契約

- ・葬儀、火葬、納骨
- ・ご供養(永代供養など)
- · 各種連絡、届出
- ・残されるペットの対応
- 家財処分
- ・墓じまい



70万円~300万円



**入院時に一部の病院、入居時はほとんどの高齢者施設**が身元保証を 求めてきますので、予め身元保証人になってくれる人を確認しましょう。

#### 身元保証会社のガイドライン



身元保証会社の監督官庁が無い事もあり、毎月の費用が発生するのにサービスが されない、倒産して預けたお金が返ってこない、寄付を強要されたなどの問題も 顕在化しています。このような背景から、内閣府の管轄下で「高齢者等終身サ ポート事業者ガイドライン」が示されている。

#### 全般的な事項

- 事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するよう にすることを目的とする。
- 本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われる よう配慮することが重要。

#### 契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明(契約書・重要事項説明書を 交付した説明)を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。
- 寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、<mark>遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。</mark> 等 契約の履行にあたって留意すべき事項
- 契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的 な利用者への報告が重要(後見人にも情報共有が重要)。利用者から前払金(預託金)を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理する ことが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。
- 利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが 望ましい。

#### 事業者の体制に関する留意事項

○ 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、個人情報の適正な取扱い、事業継続のための対策、相談窓口の設置に取り 組むことが重要。

#### まとめ



資産承継対策には遺言が効果的



財産管理対策は、任意後見制度と家族信託が効果的



介護が必要だと思ったときは、先ずは最寄りの地域包括支援 センターに相談しましょう



終の棲家は在宅介護と高齢者施設のメリット・デメリットを 理解したうえで決めましょう



身の回りに支援者がいなくても第三者が支援できる枠組みが 作れるので、一人で悩まず相談しましょう



対策は元気なうちになるべく早い段階で行いましょう



終活は終わりを意味する言葉ではなく、次の世代へ継ぐことを併せ持つ言葉。

当団体のロゴは、次の世代へ継ぐことを四季(季節)で表現し、イチョウの見ごろである紅葉時の色"黄色"を『ご本人』に見立て、春先の若葉である"黄緑色"は『見守っているご家族』、春に芽吹く桜の"ピンク色"を『地域社会』に見立て、ご本人に寄り添い、またご本人を支えているご家族、地域社会にも寄り添いながら、皆様をサポートしていきたいという想いを込めました。

#### 最後までご視聴いただき誠にありがとうございました

安心かつ豊かで充実した老後をお過ごしください